

当院は「一般名処方」をすることがあります



「一般名処方とは」・・・

処方箋に記載されている医薬品の名

称が「商品名」ではなく「一般名」

(有効成分の名称)で記載して処方

することを「一般名処方」といいます。

「一般名処方」する目的

- 一般名で処方することで、有効成分が同一である医薬品の中で先発医薬品でも後発医薬品(ジェネリック)でも薬剤師と相談して選ぶことができます。
- 後発医薬品の使用促進を図ることで先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や国の医療費の節減につながります。
- 現在、一部医薬品について供給が難しい状況が続いていますが、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さまに必要な医薬品を提供しやすくする、安定供給に向けた取り組みとなります。

ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください